

【自転車競技専門部】

大会参加者の共通予防対策

1. 大会参加について

- 選手、監督、コーチ、運営スタッフ等（以下、大会参加者とする）の中に感染者が確認された学校については、大会へ参加することはできない。
- 大会参加者は、大会の2週間前から検温結果及び、体調について別紙の体調管理表に記録し、体調不良や発熱等の風邪の症状がある場合は参加できないことを事前に周知する。体調管理表は顧問が代表して保管する。
- 発熱の症状等がある場合や、非接触型体温計等を使用して検温し、 37.5°C 以上の熱がある場合は入場できない。
- 大会参加者は、大会の2週間後まで検温結果及び、体調について別紙の体調管理表に記録し、顧問が代表して保管する。

2. 移動・宿泊について

- 大会参加者は、移動の際、可能な限り周囲との間隔を空けることとし、必ずマスクを着用する。併せて、可能な限り換気に努める。
- 大会参加者は、大会が連日開催となる場合でも、宿泊を行わない。

3. 感染予防のための4つの基本行動

- 体調管理とその報告
- マスクの着用
- 人と人との距離を確保
- こまめな手洗い、手指消毒

大会開催中の予防対策について

1. 選手、監督、コーチの感染予防対策

(1) 集合時の感染予防対策

- 大会参加者は、必ずマスクを持参し、着用する。
- 大会参加者は、必ず折りたたみ椅子等を持参し、待機所で使用する。
- 大会参加者は、施設に出入りする際、手指の消毒をする。
- 大会参加者は集合時に体調をチェックし、体調不良や発熱等の風邪の症状がある場合は参加しない。

(2) 大会受付時の感染予防対策

- 受付等において、参加者同士が十分な距離を確保して並び、受付する。
- 選手個人での受付はなるべくせず、各校顧問が代表して行う。
- 顧問は受付時に、大会当日体調チェックシートを提出する。

(3) 大会当日、生徒に発熱等の風邪の症状がみられる場合の対応

- 発熱等の症状がみられる場合、大会出場を認めない。(各学校で指示しておくこと。)

- 当日、急に症状が出た場合、引率者は保護者及び各学校の管理職に連絡し、帰宅させる。
- 体調不良の選手の健康状況については、引率者から専門委員長に報告し、専門委員長は大会運営に支障がある場合には、その結果を県高体連に報告する。
- 引率者は、他の選手等の健康観察を徹底する。

(4) 待機中の予防対策

- 参加者は必ずマスクを持参し、スポーツを行っていない待機中や会話をする際はマスクを着用する。天候条件により、息苦しさを感ずるようであれば、マスクを無理に着用しない。
- 参加者は、個人間の距離（できるかぎり2 m以上）を確保して待機する。
- 大会中に大きな声で会話、応援等をしないこと。
- ウォーミングアップ及び、試合中のみマスクを外すことができる。
- 試合の前後だけでなく試合中にも、こまめな手洗い又は、消毒を行う。
- タオルの共用はしないこと。
- 選手は指定された待機場所を利用し、個人間の距離を確保して過ごす。
- 飲食は指定の場所以外で行わず、対面を避け、周囲の人となるべく距離をとって、会話をなるべくせず、速やかに食事をする。
- 男女更衣室は、1回に利用できる人数は2、3名とし、換気をしながら使用する。
- トイレ使用時はふたを閉めて汚物を流すようにし、手洗いは石けんを用い30秒以上しっかり手指を洗浄すること。

(5) 試合中の感染予防対策

- 監督、コーチ、選手、運営スタッフは必ずマスクを着用する。
- 選手は、ウォーミングアップ及び、試合中のみマスクを外すことができる。
- 試合の前後だけでなく試合中にも、こまめな手洗い又は、消毒を行う。
- 運動時、またそうでない時も周囲の人と距離を空けること。
- 試合中、選手どうしは前走者の人の呼気の影響を避けるよう、位置取りに注意する。
- 試合中、選手は唾や痰をはくことを極力しない。
- 試合中、選手、監督、コーチは大きな掛け声、応援等をしないこと。

(6) 試合後の感染予防対策

- 開閉会式・表彰式は実施しない。
- 各校のミーティングは、長時間密にならないように配慮する。
- 参加者等に感染者が発生した場合には、参加者等に連絡を取り、症状の確認がとれる体制を確保する。また、参加した者は保健所などの聞き取りに協力する。
- 濃厚接触者となった場合には、感染者と最後に濃厚接触をした日の翌日から起算して7日間の自宅待機の要請が行われる可能性がある。

2. 観客に対する感染予防対策

ホーム側スタンドに観客を入れる場合は保護者のみとし、事前申請等により観客を限定し、観客名簿を作成し確認の上、当日入口にて許可証等を発行するとともに、以下の内容について事前に周知する。

なお、大会開催時点の全国や県内の感染状況に応じて、入場制限や無観客試合を行うこ

とがある。

(1) 受付時の感染予防対策

- 大会参加者は、必ずマスクを持参し、着用する。
- 大会当日の朝、必ず検温し、発熱等の風邪の症状がある者は、施設利用できない。

(2) 試合観戦時における予防対策

- 観客は必ずマスクを着用し、周囲との間隔を十分空けるとともに、集団となつての応援、ならびに発声による応援は行わない。
- 大会当日の朝、必ず検温し、発熱等の風邪の症状がある者は、来場できない。
- ホーム側スタンドで飲食をする際は、対面を避け、周囲の人となるべく距離をとって、会話を控えめにして速やかに食事する。また、水分補給は個人のものを用意し、まわし飲みはしない。
- タオルは個人で準備し、共用しない。
- 上記の対応を守れない観客は退場いただく。
- 参加者等に感染者が発生した場合には、参加者等に連絡を取り、症状の確認がとれる体制を確保する。また、参加した者は保健所などの聞き取りに協力する。
- 濃厚接触者となつた場合には、感染者と最後に濃厚接触をした日の翌日から起算して7日間の自宅待機の要請が行われる可能性がある。

3. 運営スタッフの感染予防対策に係る動向

(1) 集合時の感染予防対策

- 大会参加者は、必ずマスクを持参し、着用する。
- 大会参加者は、施設に出入りする際、手指の消毒をする。
- 大会参加者は集合時に体調をチェックし、体調不良や発熱等の風邪の症状がある場合は参加しない。競技場に設置してある施設使用調査票を記入し、提出する。

(2) 受付時の感染予防対策

- 受付場所において、参加者等が距離をおいて並べるよう目印を設置する。
- 受付業務を行う運営スタッフは対面を避け、アクリル板、透明ビニールカーテン等で遮蔽した状態をつくり受付を行う。

(3) 生徒待機場所、待機中における予防対策

- 大会主催者は、参加者へマスクを持参させ、スポーツを行っていない時や会話をする時はマスク着用を呼びかける。
- 大会主催者は、個人間の距離（できるかぎり2 m以上）を確保できる控え場所を設営する。
- 運営スタッフは、大会参加者や観客に対し、大会中に大きな声で会話、応援等をしないよう声をかける。
- 運営スタッフは、大会参加者や観客に対し、飲食時は指定の場所以外で行わず、対面を避け、周囲の人となるべく距離をとって、会話を控えめにして速やかに食事するよう声をかける。
- 運営スタッフは、複数の参加者が触れる箇所（ドアノブ、トイレ、洗面所のレバー、手すりなど）は、定期的にアルコール等で消毒する。

(4) 試合中の感染予防対策

- 運営スタッフは、運営業務に当たるとき必ずマスクを着用する。

- 運営スタッフは、試合の前後だけでなく試合中も、こまめな手洗い又は、消毒を行う。
- 運勢スタッフは、試合中、業務上必要な時以外は、大きな声で会話をしないこと。
- 運営スタッフは、選手の呼気の影響を避けるよう、配置に注意して業務にあたる。
- 運営スタッフは、大会参加者や観客が、密な状態とならないよう声をかける。

(5) 試合後の感染予防対策

- 大会終了後のミーティングは短時間で行い、三つの密を避けること。
- 参加者等に感染者が発生した場合には、参加者等に連絡を取り、症状の確認がとれる体制を確保する。また、参加した者は保健所などの聞き取りに協力する。
- 濃厚接触者となった場合には、感染者と最後に濃厚接触をした日の翌日から起算して7日間の自宅待機の要請が行われる可能性がある。

大会等の開催前後で、参加者の中から感染者等が判明した場合の対応

1 愛媛県高体連主催大会における新型コロナ基本方針

https://koutairen.esnet.ed.jp/blogs/blog_entries/view/8/1a5dbdfc7ce8610eb354431a28436afb?frame_id=8 (令和4年4月愛媛県高体連策定) に基づき対応する。

2 大会に参加した者の中に感染者が出た場合には、その他の参加者に対して連絡をとり、

症状の確認、場合によっては保健所などの公的機関に連絡がとれる体制を確保する。

3 感染が確認された場合は各学校や行政機関指示に従い、その経過等については、県高体連に報告すること。県教育委員会と協議の上、その後の大会運営に支障があると判断した場合は中止することがある。

その他

- 1 本人及び保護者に参加の意思を確認するとともに、それを尊重すること。
- 2 新型コロナウイルス対策における学校の対応について、県教育委員会から通知があった場合は、それを優先して遵守すること。
- 3 愛媛県新型コロナウイルス感染症に関する情報
(<https://www.pref.ehime.jp/h25500/kansen/covid19.html>) に示された、その時点における対策を遵守すること。

イベント開催時のチェックリスト

様式 1

【第1版（令和3年11月版）】

開催概要

本項目では、チェックリストを記入する前に、イベントの情報をご登録ください。

イベント名

第54回 四国高等学校自転車競技選手権大会

出演者・チーム等

四国高等学校体育連盟自転車競技専門部 各校

(多数のため収まらない場合 → 別途、一覧をご提出ください。)

開催日時

令和4年 6月11日(土) (9:30~12:00)

(複数回開催の場合 → 別途、開催する日時の一覧をご提出ください。)

開催会場

広島県中央森林公園 (周長12.3km)

会場所在地

〒729-0415 広島県三原市本郷町上北方1315

主催者

四国高等学校体育連盟

主催者所在地

愛媛県松山市文京町4-1 愛媛県立松山北高等学校内

主催者連絡先

(電話番号)
089-926-3936

(メールアドレス)
info@ehime-koutairen.jp

収容率 (上限)

収容定員あり

100% (大声なし) (※)

50% (大声あり) (※)

収容定員なし

人と人が触れ合わない程度の間隔

十分な人と人との間隔 (できるだけ2m、最低1m)

収容人数

参加人数

100人

その他特記事項

特記事項なし

(大声なしの場合は、大声なしと判断した理由や、大声を伴わないことを担保する具体的な対策を記載)

(※) 大声の定義を「観客等が、通常よりも大きな声量で、反復・継続的に声を発すること」とし、これを積極的に推奨する又は必要な対策を十分に施さないイベントは「大声あり」に該当することと整理する。

感染防止策チェックリスト

【第1版（令和3年11月版）】

基本的な 感染防止

イベント開催時には、下記の項目（イベント開催時の必要な感染防止策）を満たすことが必要です。

※5,000人かつ収容率50%超のイベント開催時には、個別のイベントごとの具体的な対策を記載した「感染防止安全計画」の提出が必要です。

① 飛沫の抑制（マスク着用や大声を出さないこと）の徹底



【大声なしの場合】

飛沫が発生するおそれのある行為を抑制するため、適切なマスク（品質の確かな、できれば不織布）の正しい着用や大声（※）を出さないことを周知・徹底し、そうした行為をする者がいた場合には、個別に注意、退場処分等の措置を講じる。

（※）大声の定義を「観客等が、①通常よりも大きな声量で、②反復・継続的に声を発すること」とする。

【大声ありの場合】

「大声なしの場合」の「大声」を「常時大声を出す行為」と読み替える。

② 手洗、手指・施設消毒の徹底



こまめな手洗や手指消毒の徹底を促す（会場出入口等へのアルコール等の手指消毒液の設置や場内アナウンス等の実施。）。



主催者側による施設内（出入口、トイレ、共用部等）の定期的かつこまめな消毒の実施。

③ 換気の徹底



法令を遵守した空調設備の設置による常時換気又はこまめな換気（1時間に2回以上・1回に5分間以上等）の徹底。

④ 来場者間の密集回避



入退場時の密集を回避するための措置（入場ゲートの増設や時間差入退場等）の実施。



休憩時間や待合場所での密集も回避するための人員配置や動線確保等の体制構築。



大声を伴わない場合には、人と人とが触れ合わない間隔、大声を伴う可能性のあるイベントは、前後左右の座席との身体的距離の確保

感染防止策チェックリスト

【第1版（令和3年11月版）】

基本的な 感染防止

イベント開催時には、下記の項目（イベント開催時の必要な感染防止策）を満たすことが必要です。

※5,000人かつ収容率50%超のイベント開催時には、個別のイベントごとの具体的な対策を記載した「感染防止安全計画」の提出が必要です。

⑤ 飲食の制限

- 飲食時の感染防止策（飲食店に求められる感染防止策等を踏まえた十分な対策）の徹底。
- 飲食中以外のマスク着用の推奨。
- 長時間マスクを外す飲食は、隣席への飛沫感染のリスクを高めるため、可能な限り、飲食専用エリア以外（例：観客席等）は自粛。
- 自治体等の要請に従った飲食・酒類提供の可否判断（提供する場合には飲酒に伴う大声等を防ぐ対策を検討。）。

⑥ 出演者等の感染対策

- 有症状者（発熱又は風邪等の症状を呈する者）は出演・練習を控えるなど日常から出演者やスタッフ等の健康管理を徹底する。
- 練習時等、イベント開催前も含め、声を発出する出演者やスタッフ等の関係者間での感染リスクに対処する。
- 出演者やスタッフ等と観客がイベント前後・休憩時間等に接触しないよう確実な措置を講じる（誘導スタッフ等必要な場合を除く。）。

⑦ 参加者の把握・管理等

- チケット購入時又は入場時の連絡先確認やアプリ等を活用した参加者の把握。
- 入場時の検温、有症状（発熱又は風邪等の症状）等を理由に入場できなかった際の払戻し措置等により、有症状者の入場を確実に防止。
- 時差入退場の実施や直行・直帰の呼びかけ等イベント前後の感染防止の注意喚起。

上記に加え、各業界が定める業種別ガイドライン（該当する業種において策定されている場合）を遵守すること。